



所得税・市県民税の申告は、お早めに ～ 申告期限は3月16日(月)です～

所得税や市県民税の申告の時期になりました。国税である所得税は税務署に、地方税である市県民税は市役所税務課に、3月16日(月)までに申告してください。

所得税の確定申告

申告が必要な人

【給与所得者】

2力以上で給与をもらっている人
給与以外の所得が20万円を超える人
給与収入が2千万円を超える人

【その他】

事業所得(商業・工業・農業・漁業など)がある人
地代・家賃収入、不動産の譲渡などの所得がある人
申告に必要なもの

申告書をお持ちの人は、その「申告書」 印鑑 給与・年金等の「源泉徴収票」 生命保険料・地震保険料・国民年金保険料の控除のある人は「証明書」 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の「領収書」
住宅借入金(取得)等特別控除を受ける人は「登記簿謄本」「住民票」「工事請負契約書等の写し」借入金の「残高証明書」など

還付申告について

所得税の還付の確定申告は、1月から税務署で受け付けています。還付先の口座番号・金融機関(支店含む)の分かるものを持参してください。

問合せ 光税務署個人課税部門

☎08333(71)0166

所得税の申告はe-Taxで

国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxに送信することができます。

最高5,000円の税額控除

平成20年分の所得税の確定申告書の提出を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。(平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた人は受けられません)

市県民税の申告

申告が必要な人

平成21年1月1日現在、光市に住所があつた人で次に該当する人
給与のほか、営業、農業、不動産、配当、譲渡等の所得があつた人
所得が年金のみで、各種控除(社会保険料や扶養等の控除)を受けようとする人

前年の収入がない人で、国民健康保険の法定減額制度の適用を受ける人や、児童手当・公営住宅入居等の申請で所得証明・課税証明書等が必要な人

申告が必要と思われる人や、他市町村から転入してきた人等には市県民税の申告書を1月下旬にお送りします。

【注意】

所得税の確定申告をした人は、原則として市県民税の申告は不要です。

年末調整済給与所得以外の所得が20万円を超えない場合、所得税の申

市県民税住宅ローン控除の申告をお願いします

平成21年度市県民税において、住宅ローン控除を受けるためには、申告が必要になります。下記に該当する人は、3月16日(月)までに申告をお願いします。

平成11年から平成18年12月末日までに入居した人で、次のどちらかに当てはまる人

平成20年度に住宅ローン控除を受け、「市県民税住宅ローン控除申告のご案内」が届いた人

平成20年度は控除を受けていない人で、年末調整または確定申告において所得税の住宅ローン控除を受け、所得税額が0円になった人(平成19年に産休、育休などを取得していた人や収入が大幅に増減した人はご注意ください。)

申告は必要ありませんが、市県民税の申告は必要となります。

申告に必要なもの

申告書と印鑑(認め印で可) 所

得の計算根拠となる書類(給与・年金などの源泉徴収票) 各種控除

を受ける場合は、その証明書や支払いの分かる領収書など その他申告

に必要と思われる資料

申告場所

下表の相談会場、または市役所

税務課市民税係・大和支所で受け

付けます。

問合せ 税務課市民税係

☎0833(72)1400

【年金受給者 確定申告前説明会】

会場	開催日	開始時刻
光市総合福祉センター あいぱーく光 1階いきいきホール	2月	午前の部 9:30
	4日(水)	午後の部13:30
島田公民館 2階会議室	2月	午前の部 9:30
	5日(木)	午後の部13:30
大和スポーツ センター 1階会議室	2月 6日(金)	午前の部9:30

▲午前の部は9時30分までに、午後の部は13時30分までにご来場ください。
なお、大和スポーツセンターは、午前の部のみとなります。

▶右表の日に申告できない場合、3月16日(月)までに市役所税務課市民税係、または大和支所にお越しください。

【市県民税の申告相談日程】

会場	開催日	時間	相談地区
大和支所	2月 9日(月)~10日(火) 2月12日(木)~13日(金) 2月16日(月)~18日(水)	9:00~16:00	大和地域 (束荷・塩田 地区含む)
束荷公民館	2月19日(木)	9:00~16:00	束荷地区
塩田公民館	2月20日(金)	9:00~16:00	塩田地区
周防公民館	2月24日(火)~25日(水)	9:00~16:00	周防地区
三島公民館	2月26日(木)~27日(金)	9:00~16:00	三井地区
室積公民館	3月3日(火)~4日(水)	9:00~16:00	室積地区
牛島公民館	3月4日(水)	10:45~15:30	牛島地区
島田公民館	3月5日(木)	9:00~16:00	島田地区
農村婦人の家	3月6日(金)	9:00~16:00	上島田地区 中島田地区
浅江公民館	3月10日(火)~11日(水)	9:00~16:00	浅江地区
市役所市民税係	3月12日(木)~13日(金)	8:30~17:15	光井地区

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済通知書について

1年間に納付された国民健康保険税(普通徴収分)、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)、介護保険料(普通徴収分)の納付済通知書を今年も納税者の皆さんへ発送しています。

確定申告や市県民税で社会保険料控除の申告をする際、この通知書を控除の証明書としてご利用ください。

なお、年金から天引き(特別徴収)された金額は、社会保険庁などから届く源泉徴収票に記載されています。

市役所での受付

所得税の申告を2月16日(月)から3月16日(月)まで(土・日曜日は除く)は、市役所税務課ならびに大和支所で受け付けています。申告時期は窓口が大変混雑するため、できるだけ各地区の申告相談日をご利用ください。

また、申告書を事前に記載してお持ちいただくと、手続きが簡単です。